

令和6年度第1回佐世保市保健福祉審議会 議事録

日時: 令和6年8月22日(木)18時30分～19時20分

場所: 佐世保市役所5階 庁議室

1. 開 会

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回佐世保市保健福祉審議会を開催いたします。
議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます保健福祉部保健福祉政策課の丸山と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、佐世保市を代表し、保健福祉部長の辻よりご挨拶を申し上げます。

【保健福祉部 辻部長】

皆様こんばんは。ご紹介いただきました保健福祉部の辻と申します。

皆様には本日大変お忙しい中に、また毎日暑い日が続いておりますが、そういった中に、この当審議会を開催いたしましたところ、多数ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から保健福祉行政に対しまして、ご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本審議会でございますが、令和4年5月1日からご就任いただき、それ以来活動いただいておりますが、令和7年4月30日までが、今回の委嘱期間となっているところでございます。後程ご紹介もさせていただきますように、今回推薦元団体様の方から、役員改選等により10名の方が交代をされるということで聞き及んでおります。

今回新たにご就任をいただきました皆様には、何卒よろしくお願い申し上げたいと思います。

就任期間中は、当審議会また分科会、本日も2つの分科会が予定されておりますが、民生委員の審査に関すること、それから高齢者福祉施策に関すること、障がい者福祉施策に関すること等についてご審議をいただいております。

昨年度は、3年ごとのそれぞれ高齢者分野、障がい者分野について、計画の策定をしたということで、委員の皆様には、様々貴重なご意見をいただくなど、熱心にご議論をいただいたところでございますが、引き続き、これからもそれぞれの立場で、忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この夜の時間になりますけれども、委員の皆様には、引き続き、保健福祉行政の推進にお力添えをいただきますように、この審議会でのご審議のほどよろしくお願いをいたしまして、冒頭に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

それでは、審議会を開会いたしますが、まず今回初めてご出席いただいている委員の方もいらっしゃると思いますので、佐世保市保健福祉審議会の概要につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。

本日テーブルの上に置かせていただいております資料のうち、A4横の保健福祉審議会の構成という資料をご覧くださいと思います。

まずこの資料の中の一番上のところになりますけれども、本日お集まりいただいております、保健福祉審議会につきましては、社会福祉法の規定に基づいて、社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に合議制の機関を置くものとされておりまして、市の附属機関として設置をしているものになります。

この審議会を構成する分科会につきましては、社会福祉法などにより設置が義務づけられているもの、必要に応じて設置ができるものなどが定められておりまして、本市におきましては、2 段目にあります民生委員児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議などを行う「民生委員審査専門分科会」、3 つ目の項目になります障がい者福祉施設施策に関する事項の調査審議などを行います「障がい者福祉専門分科会」、一番下のところになりますが、高齢者福祉施策に関する事項の調査審議などを行います「高齢者福祉専門分科会」を設置しております。

なお、この分科会につきましては、各団体の専門性などを考慮した上で、各委員の皆様には、いずれかの分科会に所属していただくようお願いしております、本日お配りしております委員名簿のほうに記載しておりますので、ご参照いただければと思っております。

それでは、会議次第に基づきまして、順次進行させていただきます。

2. 交代委員の紹介

【事務局（保健福祉政策課 丸山）】

まずは交代された委員の方のご紹介をさせていただきたいと思っております。

この審議会につきましては、お手元の委員名簿にございますように、30 名の委員の方にご就任いただいているところです。

このうち、ご推薦いただいている団体様の役員改選等に伴いまして、新たに 10 名の方に委員にご就任いただきましたので、ご紹介させていただきたいと思っております。

こちらの方でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をいただければと思っております。

まず佐世保市地域包括支援センター 園田 康訓委員の後任といたしまして、下川 めぐみ委員でございます。

次に社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会 佐藤 友保委員の後任といたしまして、溝口 一彦委員でございます。

次に佐世保地区障がい者就労支援協議会 菅野 泰正委員の後任といたしまして、山崎 愛委員でございます。

次に社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会 深堀 寛治委員の後任といたしまして、深江 海人委員でございます。

次に佐世保市視覚障害者協会 牟田口 達也委員の後任といたしまして、古川 竜一郎委員でございます。

次に一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部 富永 悟子委員の後任といたしまして、岡村 太資委員でございます。

次に一般社団法人佐世保市医師会 千住 晋委員の後任といたしまして、池永 英恒委員でございます。

次に長崎国際大学 脇野 幸太郎委員の後任といたしまして、韓 榮芝委員でございます。

次に長崎県立佐世保特別支援学校 川副 秀夫委員の後任といたしまして、川波 寿雄委員でございます。

最後に、佐世保市青少年育成連盟 笹山 達郎委員の後任といたしまして、藤川 浩司委員でございますが、本日はご欠席でございます。

今回新たにご就任いただきました委員の皆様におかれましては、事前に委嘱状を交付させていただいてお

りますことをご報告いたします。

なお、任期につきましては、前任者の方の任期を引き継ぎまして、令和7年4月30日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員長・職務代理者の選出

【事務局（保健福祉政策課 丸山）】

続きまして、委員長及び職務代理者の選出に移ります。

本審議会の委員長につきましては、脇野委員に3月末まで務めていただきまして、また、職務代理者につきましては、深堀委員に6月まで務めていただいておりますが、お二方とも退任されたことから、現在委員長及び職務代理者が不在ということになっております。

委員長の選任につきましては、社会福祉法第10条の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。

また、佐世保市保健福祉審議会条例第5条の規定により、審議会の委員長に事故がある時、または委員長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うということになっておりますので、職務代理者を指名する必要もございます。

ここで委員長につきましては、委員の皆様から、どなたかご推薦があらわれませんか。

【西浦委員】

事務局一任でお願いします。

【事務局（保健福祉政策課 丸山）】

はい、ありがとうございます。

事務局案の方ですけれども、事務局といたしましては、委員長については、脇野前委員長のご後任にあられる長崎国際大学からご推薦をいただいております韓委員を提案させていただきたいと思っております。

またあわせて、本来であれば、委員長のご指名によるものではございますけれども、職務代理者につきましても、深堀委員のご後任であります社会福祉協議会からご推薦をいただいております、深江委員を提案したいと思っております。いかがでしょうか。

もしご承認いただければ、拍手をお願いいたします。

ありがとうございました。韓委員には、委員長席の方にお移りをいただきたいと思います。

それでは韓委員の方から一言ごあいさつをいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【韓委員長】

皆様、こんばんは。

長崎国際大学社会福祉学科の韓榮芝と申します。

脇野幸太郎先生の後任で、ご推薦いただきありがとうございます。

まだ委員長として、不慣れな点もありますが、どうかお許しいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

韓委員長ありがとうございました。

続きまして、事務局側の紹介をさせていただきたいと思います。

本日は、先ほど挨拶申し上げました、部長の辻をはじめ、各分科会を所管しております、保健福祉政策課、障がい福祉課、長寿社会課の3課より、課長以下の関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

また議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料といたしましては、事前にお配りしております、会次第、関係条例、運営要綱、

関係法令、それと資料1から4ということで分科会の資料等をお送りさせていただいております。

また本日、机の上の方に、先ほどご説明に使いました、保健福祉審議会の構成、

委員名簿、本日の座席表、それから、この後に分科会がありますので、保健福祉審議会全体会終了後の各分科会についてのペーパーの方を置かせていただいております。

また併せて計画物の冊子を2冊、お配りさせていただいております。

この計画書につきましては、障がい福祉に関するもの、高齢者福祉に関するものになりますので、専門分科会の委員の皆様には、すでにお渡ししておりますものと同じものになりますが、改めてお配りしています。

もし資料の方に不足がございましたら、お知らせいただければ、事務局の方からお持ちいたします。

【岡村委員】

すいません、ろうあ協会の岡村です。

資料を持参するのを忘れてしまいましたので、いただけますでしょうか。

【事務局(保健福祉政策課)丸山】

はい、お持ちいたします。お待ちください。

また本日の会議の内容につきましては、法令等に基づき設置される専門分科会及び審査部会を除きまして、原則公開としております。

ここでの議事録につきましては、個人情報などを除きまして、基本的に市のホームページの方に掲載をさせていただき、公表させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また本日、机の上に卓上マイクを置かせていただいております。

ご発言をされる際には、ボタンを押していただいて、赤いランプが点灯したらマイクが使えるようになりますので、それから発言の方をお願いしたいと思っております。

ここからは本日の議事の方に移らせていただきたいと思いますので、思っております。

議事の進行につきましては、社会福祉法第10条の規定に基づき、韓委員長の方に一任したいと思います。

韓委員長どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事

【韓委員長】

それでは、お役目に従いまして、議事を進行いたします。まず、本日の会議の成立について事務局から報告をお願いします。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

本日の会議につきましては、保健福祉審議会条例により、審議会成立のためには委員の過半数の出席が必要とされております。本日は委員30人中、28人の出席でございますので、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

【韓委員長】

ありがとうございます。会議が成立していることを確認いたしましたので、これより議事に入りますが、このあと分科会も予定されておりますので、スムーズな議事運営に努めてまいります。皆様方のご協力をお願いいたします。

議題(1) 令和5年度各分科会等の開催状況の報告につきましては、まずは①から③の民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会の順で各分科会長及び事務局からの説明を受けたのちに質疑を行い、その後、④の医療安全支援センターについての報告を受けることとします。それでは民生委員審査専門分科会からお願いします。

【事務局(保健福祉政策課 金泉課長)】

民生委員審査専門分科会、事務局の保健福祉政策課長、金泉です。よろしくお願いします。
まず、民生委員審査専門分科会につきましては、現在分科会長が不在となっております。
本審議会の後に開催されます分科会において決定いたしますので、民生委員審査専門分科会の概要と、令和5年度の民生委員・児童委員推薦状況につきましては、事務局からご報告させていただきます。
着座にて説明させていただきます。当分科会は8名の委員で構成されており、民生委員法第5条の規定に基づき、佐世保市民生委員推薦会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を厚生労働大臣へ推薦するにあたっての審査を行っております。
資料といたしましては、右上の方に資料1と書かれた民生委員審査専門分科会報告の資料をご準備しております。それでは、表紙をお開きいただき、1ページをご覧ください。令和5年度の活動報告を示しております。その報告の前に確認の意味で、民生委員の推薦の流れにつきまして、簡単に説明させていただきます。資料は裏面の2ページ目をご覧ください。民生委員・児童委員推薦から委嘱までの流れでございます。
佐世保市は、改選時や欠員が生じた場合、まず自治会や公民館等の町内代表者に対しまして、推薦依頼を行います。

町内代表者には、町内役員や福祉関係者等で組織される民生委員地区推薦準備会を設置していただき、民生委員・児童委員候補者の選任を行っていただきます。民生委員・児童委員の適格の要件としては、人格・識見高く、地域の実情に通じ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる人とされており、地区推薦準備会から民生委員・児童委員候補者を佐世保市民生委員推薦会に内申していただきます。

推薦会においては、適否の審査を行い、審議の結果、推薦可となった候補者について、推薦会から佐世保市長宛に推薦を行います。

佐世保市長は、候補者を厚生労働大臣に推薦するにあたり、この佐世保市保健福祉審議会に諮問いたします。審議会は、諮問された候補者について、民生委員審査専門分科会において審査を行い、佐世保市長へ答申します。

答申の結果、推薦可となった候補者について、佐世保市長は厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が、民生委員・児童委員として委嘱することとなります。

続きまして今後の具体的なスケジュールを申し上げますと、現在の民生委員の任期が令和 7 年 11 月 30 日までとなっており、令和 7 年 12 月 1 日に一斉改選が行われます。

令和 7 年 5 月ごろに町内代表者宛に推薦依頼を行い、各町内会での推薦協議を経て、令和 7 年 7 月ごろまでにご推薦いただくこととしております。

その後、佐世保市民生委員推薦会や、本審議会の民生委員審査専門分科会の審査を経て、令和 7 年 10 月ごろに厚生労働省へ推薦を行う予定としております。

この他、民生委員審査専門分科会の主な役割といたしましては、民生委員法第 7 条に基づく民生委員再推薦の際の審査や、民生委員法第 11 条に基づく民生委員解嘱の際の審査がございます。

資料の 1 ページに戻りまして、令和 5 年度の活動報告をさせていただきます。令和 5 年度は、分科会を 1 回開催し、6 名の審査を行いました。また、町内会等から推薦が上がってきたタイミングで、随時、書類審査を行っており、15 名を推薦しております。

次に、現在の委嘱状況についてご説明します。資料は、3 ページにお示しております。

令和 4 年の改選後、これまでに体調不良等などで、27 名の委員が退任されております。一方で、欠員地区から候補者の推薦があり、審議を行った結果、34 名を推薦し、委嘱されたことから、8 月 1 日現在の民生委員・児童委員数は 605 名、欠員が 23 名となっております。欠員地区については、引き続き、町内代表者等に候補者の選出を依頼しております。

来年、令和 7 年 12 月 1 日は、3 年に 1 度の民生委員・児童委員の一斉改選となっており、前回の改選から 3 年間に、民生委員児童委員が担当する地域における状況、人口などの状況が変化されていることが予想されております。

来年の一斉改選に向けて、今年度は民生委員の適正配置のため、民生委員児童委員及び町内代表者の方に対しまして、定数に関する調査を実施しているところです。ご承知の通り、民生委員・児童委員は、地域福祉の推進にあたって、欠かすことのできない存在と考えております。

今後も民生委員児童委員の適正な配置を行い、地域福祉の推進に努めて参りたいと考えております。

私からの説明は以上です。

【韓委員長】

はい。ありがとうございました。続きまして、高齢者福祉専門分科会からお願いいたします。

【事務局(長寿社会課 亀川次長)】

長寿社会課長の亀川です。

高齢者福祉専門分科会につきましては、この後の分科会で会長選任いたしますので、事務局の長寿社会課から報告をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

資料 2 の高齢者福祉専門分科会報告の 1 ページをお願いいたします。

①分科会の審議事項等に記載の通り、分科会では、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく、介護保険事業計画について審議をしていただきました。なお、それぞれの法律の定めに従い、2 つの計画を一体的に策定しております。

②委員構成は、委員 12 名、分科会長を千住委員に務めていただきました。

③令和 5 年度の状況は、4 回開催し、令和 6 年度から 8 年度の 3 ヶ年を計画期間とします佐世保市老人福祉計画、第 9 期佐世保市介護保険事業計画の内容について、ご審議及びご了承をいただいております。

参考資料といたしまして、資料の 2 ページから 3 ページに昨年度の高齢者福祉専門分科会報告書を添付

させていただきます。報告は以上です。

【韓委員長】

はい。ありがとうございました。では最後に障がい者福祉専門分科会からお願いいたします。

【事務局(障がい福祉課 黒崎課長)】

障がい福祉課長の黒崎と申します。よろしくお願いいたします。説明は着座にてさせていただきます。資料につきましては資料 3 になります。障がい者福祉専門分科会についてご報告いたします。

1 ページをお開きください。

令和 5 年度の障がい者福祉専門分科会は合計 5 回開催いたしました。身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成する医師の指定、それから第 7 期佐世保市障がい福祉計画及び第 3 期佐世保市障がい児福祉計画の策定の 2 件につきまして審議を行っていただきました。

医師の指定につきましては、第 1 回、第 3 回、第 5 回において計 13 名の方についてご審議いただきました。計画策定につきましては、第 2 回から第 5 回までの計 4 回においてご審議いただきました。

2 ページをご覧ください。令和 6 年 1 月 30 日の第 5 回の分科会では、計画案に対する委員からのご意見等を踏まえた修正案、パブリックコメントの結果及び回答案をご提示し、ご審議いただいた後、分科会としての計画案を取りまとめていただきました。

3 ページをお願いいたします。障がい者専門分科会の概要について審議事項や委員構成などを表にして記載しております。

続きまして 4 ページをご覧ください。障がい者福祉専門分科会、審査部会について記載しております。部会の審議事項等は身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づく手帳認定にかかる審査でございます。

身体障害者手帳の交付につきましては、障がい福祉課で審査を行っておりますが、疑義等が生じた場合に審査部会へ諮問しております。

委員の構成は 9 名でございます。なお、委員の情報は非公開となっております。

令和 5 年度の状況は、延べ 74 回、178 件の諮問審査を行いました。

次の 5 ページは令和 5 年度指定分の診断書作成指定医師 13 名の方を記載しております。

次の 6 ページになりますが、障害者手帳の交付事務フロー図になります。

次の 7 ページですけれども、審査部会への諮問の回数、件数の内訳を記載しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。ではここまで議事の(1)の各分科会等の開催状況のご報告、①②③の各分科会からご説明いただきましたが、各分科会からご説明がありました内容につきまして質疑応答を始めたいと思います。質問等がある委員の方は挙手の上、ご発言をお願いいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

では、議事の(1)の③までが終了ということになりまして、次に④の医療安全支援センターの相談内容に

つきまして事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局(保健福祉政策課 大野補佐)】

保健福祉政策課、医療安全支援センター担当の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは着座してご説明をさせていただきます。

まず、この審議会の場で、医療安全支援センターについて報告を申し上げる趣旨についてご説明をいたします。

本市におきましては、医療法の規定に基づき、医療に関する患者及び家族等の苦情や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供等を通して、医療の安全と信頼を高め、患者サービスの向上を図ることを目的として、佐世保市医療安全支援センターを設置しております。

そして、市長が必要と認める審議事項である、本センターの運営方針及び業務内容の検討等を保健師福祉審議会で担うこととしています。従いまして、毎年、各分科会同様、前年度の活動状況についてご報告させていただきます。

それでは資料 4 をご覧ください。1 ページ目に、医療安全支援センターの概要、統計の状況、事項に、設置要綱をお示ししております。本市におきましては、平成 18 年から佐世保市保健所内に、医療安全支援センターを設置。現在、看護師 1 名を配置して対応する他、医療は医療従事者を対象とした医療安全に関する研修会を実施しております。

令和 5 年度の活動等についてご報告を申し上げます。

(1)の相談件数をご覧ください。

まず左のグラフで、相談件数の推移をお示ししております。

令和 3 年度 168 件、令和 4 年度、358 件、令和 5 年度 311 件となっております。

また、右のグラフでは、対応時間別の相談件数の推移をお示しておりますが、30 分未満の相談がほとんどとなっております。

続きまして(2)相談形態につきましてですが、電話、来所、文書またはメールによる相談がありますが、令和 5 年度は約 7 割が電話によるものでございました。

(3)相談種別をご覧ください。

相談が約 9 割で 274 件、苦情が 1 割の 37 件となっております。

(4)、相談内容をご覧ください。

令和 5 年度は、医療機関の紹介案内が一番多く、136 件、約 4 割となっております。

次に、医療行為・医療内容に関するものが 72 件、約 2 割となっております。

この医療行為・医療内容に関しましては、話を聞いて欲しいというものが多い傾向がございます。

対応といたしましては、ご相談内容を傾聴し、中立的な立場で問題点の整理をさせていただいております。

例えば、どちらが悪いなどと、こちらが判断することはありません。

希望がございましたら、医療機関へ、こういった相談があっていることをお伝えすることもございますが、私どもとのやりとりの中で、誤解が発生している場合が多く、整理をすると、納得される場合が多く見られます。

どうしても納得されない場合は、両者でのお話し合いをお勧めしております。

佐世保市医療安全支援センターのご報告は以上でございます。

【韓委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局からご説明がありました内容について、質疑応答を始めたいと

思います。ご質問等ある方は挙手の上、ご発言ください。いかがでしょうか。

(質疑なし)

5. その他

それでは、本日の全体会として議事は以上となりますが、議事全体への質疑等ありますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、最後に事務局より連絡事項等何かございますか。

【事務局(保健福祉政策課 丸山)】

事務局から連絡をさせていただきます。当審議会の次回開催は、折を見て開催させていただきます。分科会については適宜開催されますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日受付の際に駐車場の無料サービス券をもらわれていらっしゃる方がおられましたら、この後お渡しいたしますので、事務局の方にお知らせいただければと思います。

本日の資料といたしまして、計画書の冊子を2部お渡ししておりますが、すでにお持ちの方など、不要な方いらっしゃいましたら、そのまま置いていただいて構いませんのでよろしくお願いします。

この後、民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会の開催を予定されております。障がい者福祉専門分科会は、本日の開催はございません。

委員の皆様におかれましては、この後、会場の移動等もございますので、順次ご案内させていただきたいと思っておりますので、そのままご自席の方でお待ちいただければと思います。事務局の方からは以上です。

【韓委員長】

それでは本日予定の内容について審議等を終了いたします。

最後に委員の皆様方の議事進行に対するご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。これをもちまして、今回の審議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

-----了-----